

学校法人光星学院役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人光星学院職員給与規程（以下「給与規程」という。）第3条第4項に基づき、学校法人光星学院（以下「本学院」という。）の役員等の給与および手当について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、学校法人光星学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条に規定する理事および監事をいう。
- (2) 役員等とは、前号に規定する者および寄附行為第17条第2項に規定する評議員をいう。
- (3) 報酬とは、給与および手当をいう。

(常勤理事の報酬)

第3条 常勤理事の報酬は、次の区分による。

- (1) 寄附行為施行細則第2条、第2条の2、第3条および第4条に規定する理事長、副理事長、常務理事および特定業務担当理事は、その担当職務と職責の特殊性に照らして「特別指定職」として扱うものとし、専任職員としての身分・役職を兼ねているか否かにかかわらず、その給与は、学校法人光星学院役員等の報酬に関する規程運用細則（以下「運用細則」という。）の定めるところによる。
- (2) 前号以外の本学院の職員としての身分を保有する常勤理事の給与は、給与規程の定めるところによる。
- (3) 常勤理事には、理事および評議員としての手当は支給しないものとする。

(常勤監事の報酬)

第3条の2 常勤監事の報酬（諸手当を含む。）は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤理事および非常勤監事の役員手当は年額8万円とし、毎年5月に支給する。

(評議員の手当)

第5条 非常勤評議員の手当は年額5万円とし、毎年5月に支給する。

- 2 非常勤理事が評議員を兼ねている場合は、評議員としての手当は支給しないものとする。

(経費の支給)

第6条 役員等が、その職務遂行上必要とした経費は別に支給する。

- 2 監事が、寄附行為第8条に規定する業務監査および財産状況監査を実施した場合、または、文部科学省実地調査等に立会った場合は日当を支給するものとし、その額は1万円とする。

(退任手当)

第7条 役員等が退任したときは、退任手当を支給することができる。

- 2 前項の退任手当の支給については、運用細則に定める算定基準に基づき常任理事会の議を経て理事長が決定する。
- 3 役員等としての在任中、定年により職員の身分を失う場合の役員等の退任手当の起算日は、職員退職日の翌日とする。なお、定年により職員を退職する場合の退職金は、学校法人光星学院退職手当支給規程に基づくものとし、役員等を兼ねていた期間の手当はこれを支給しない。

(功労金)

第8条 本学院に対し、特に功労のあった役員等に対しては、その退任時に理事会の議を経て功労金を支給することができる。

2 功労金の支給額については、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、運用細則の定めるところによる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この改正に伴い、役員給与規程および役員・評議員等報酬額内規は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月22日から施行し、平成21年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。